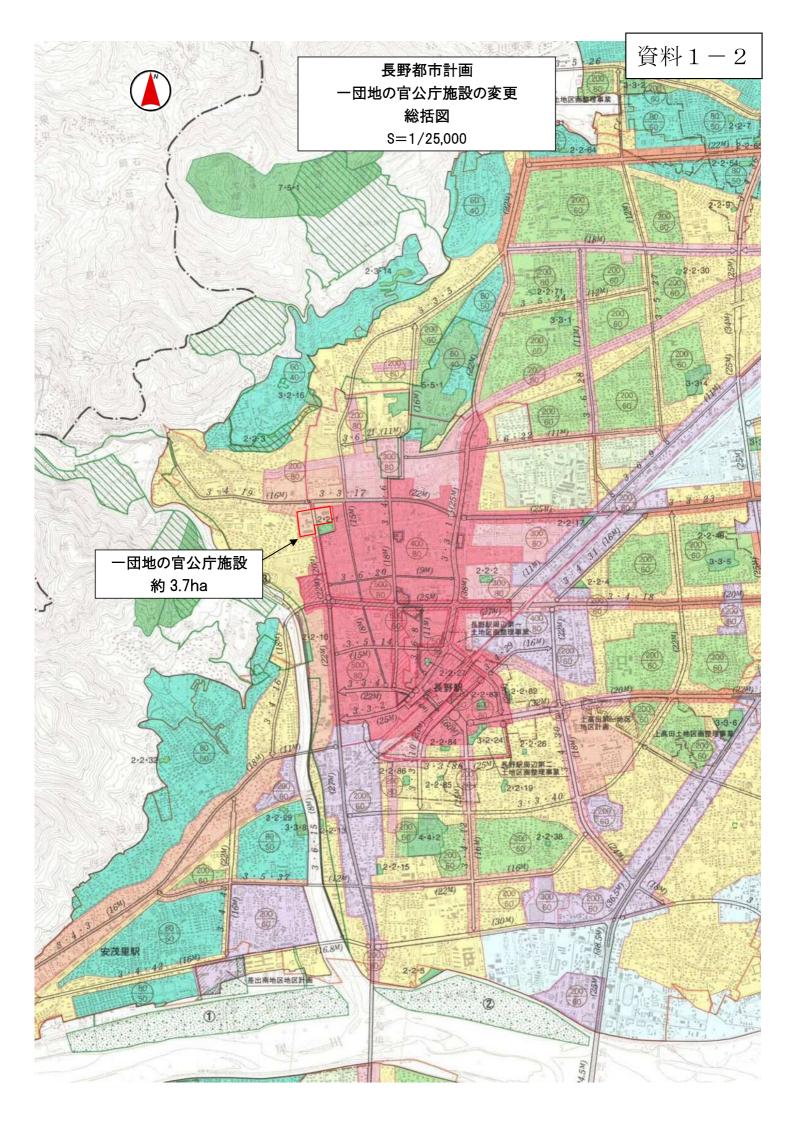
長野都市計画 一団地の官公庁施設の変更案

長 野 県 決 定



長野都市計画一団地の官公庁施設の変更(長野県決定)

都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

	名		長野一団地の		宁施					
	71.		長野市大字長	長野字盲	盲塚	及び字下長野、	大字南县	長野字上ノ	原及び字宮	東並びに大字西
	位	置	長野字袖長里	予及び写	字盲	塚				
	面	積	約 3.7ha							
			建蔽率			容積率		備	ā	考
							壁面の)限度		
							別糸	氏図面表示	のとおり。フ	ただし、壁面を有
建	築物	(密度) の					しない	平屋の付	属建築物は	壁面後退線から道
限		度	敷地面積に対	けして	敷	地面積に対して	路側に	こ8mを超え	ない範囲に:	おいて造ることが
	•	~	40%以下			100%以上	できる	5。		
							高度制			
										正接面する建物は
							9m以	上とする。		T
	公	道路	種別			名 称		幅員	延長	備考
	共		幹線街路		3 •	17号 県庁大門	門線	20m	約 120m	都市計画施設
	施	公園及び	種 5	刊		名 称		面	積	備考
#:¬	設	緑地		1						
配			団地広場面積	責約 1,€	500	meを確保し、憩い	いの場。	として整備	を図る。 	
置	4	公益的施設								
			規模と概ねの)位置						
の			第1号地[公	共団体	施設	设用地(国)](約	約 1.9h	a)		
方			第2号地[公	共団体	施討	安用地(国)](約	約 0.3h	a)		
			第3号地[公	共団体	施討	段用地(市)](約	約 0.3h	a)		
針	趸	と 築 物								
			・周辺の良好	子な環境	きや	景観に調和したる	建築物。	とする。		
			・敷地内には	はできる	5限	り緑を配置し、約	录あふれ	れるまちづ	くりと調和る	を図る。
			• 災害発生時	寺におり	ける	地域住民の安全	・安心の	の確保のた	め、周辺地域	域の防災・減災に
			寄与するよう	に努め	りる	0				

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

理由

建物の老朽化と国の行政機関集約のため、新庁舎の建て替えを行うと共に、周辺環境等と調和し、地域の防災・減災への寄与できる土地利用を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。

変更理由書

長野一団地の官公庁施設は、官公庁の集約化による公務の効率化と公衆の利便の増進、 土地の高度利用、建物の不燃化の促進を図ることを目的として、昭和 36 年に都市計画決 定された。その後、昭和 38 年、昭和 62 年、平成 6 年、平成 27 年の 4 回の変更を経て現 在に至っており、西街区には国家機関である長野地方合同庁舎、長野法務合同庁舎、長野 裁判所合同庁舎、および長野拘置所を、東街区には国家機関である長野第二地方合同庁舎 と、長野県勤労者福祉センターが整備された。その後平成 19 年に長野県勤労者福祉セン ターは、施設の老朽化に加え近隣の長野市内に同種の公共施設が整備されたことなどから 廃止され、跡地に中央消防署が H29 年に建設された。

今回、建物の老朽化や必要な耐震性能を有していないことから、長野第1合同庁舎と長野法務局総合庁舎を建て替え、さらに単独庁舎である長野地方気象台も新庁舎内に集約し整備を行い業務の効率化や利用者の利便性を向上する計画である。新庁舎の建て替えでは周辺の歴史的風土、自然環境と調和のとれた整備を行い、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災に貢献するものとなる。

また、計画書の配置の方針の建築物の記載内容について各施設の配置区域と管理者を明確にし、建築物の形態や意匠等を県や市のまちづくりの方針と合うように記載内容を修正した。

以上の理由から、建築物の限度と配置の方針における建築物の記載内容を修正し、長野都市計画一団地の官公庁施設の変更を行うものである。

一団地の官公庁施設の経緯の概要

昭和36年3月17日 都市計画決定(建設省告示第538号)

昭和38年2月15日 第1回都市計画変更(建設省告示第216号)

昭和62年11月12日 第2回都市計画変更(長野県告示第759号)

平成6年10月3日 第3回都市計画変更(長野県告示第731号)

平成27年2月26日 第4回都市計画変更(長野県告示第80号)

(参考) 都市計画の策定の経緯の概要

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更 (長野県決定)

事項	時期	備考
地元説明会	令和3年6月10日(木)	西長野地区 旭町区役員
	令和3年6月24日(木)	第四地区住民自治協議会役員
	令和3年7月5日(月)	地元回覧
公聴会のための素案の閲覧	令和3年9月9日(木)から	閲覧者1名
	令和3年10月1日(金)まで	
公聴会 (中止)	令和3年10月2日(土)	都市計画法第16条第1項
関東地方整備局長事前協議	令和3年10月21日(木)	
関東地方整備局長事前協議回答	令和3年10月29日(金)	
計画案の公告	令和3年1月13日(木)	都市計画法第17条第1項
計画案の縦覧	令和4年1月13日(木)から	
	令和4年1月28日(金)まで	縦覧者 0 名
以下予定		
市町村の意見聴取回答	令和4年3月24日(木)	都市計画法第18条第1項
長野県都市計画審議会審議	令和4年3月25日(金)	
国土交通大臣本協議	令和4年3月下旬	都市計画法第19条第1項
国土交通大臣本協議回答	令和4年4月下旬	
決定告示	令和4年5月上旬	都市計画法第20条第1項

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更(長野県決定)

都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

					A)		+6		Τ																
	長野市大字長野宇盲塚及び字下長野、大字南長野字上ノ原及び字宮東並びに大字西 長野字袖長野及び字盲塚		考	面の限度 別紙図面表示のとおり。ただし、車寄せは8	m を超えない範囲において突出部を造るこ		20m) に直接面する建物は	無が	都市計画施設	維				整	約8,700 ㎡		約 5, 900 m²		約 9, 000 m²		約 1, 800 m²		約8,900 ㎡		約 3, 800 ㎡
	原及び字宮			のとおり。た	囲において		term	原東	約 120m	1 積		春 図る。		5階建 地下1階	延べ面積 約	锤	延く面積 約	锤	延べ面積 約	蜂	延べ面積 約1,	韓	延べ面積 約		延べ面積約
	有長野字上/		華	壁面の限度 別紙図面表示	が超えない範	ができる。 高度制限	前面道路(幅の一つ)	温 二		恒		易として整備を図		1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3	約1,900㎡ 延	-ト造 6階建	約1,500㎡ 如	- ト造 5 階建	約1,900 m	-ト造 2階建	約 900 m	- ト造 5階建	約1,800 m 2	#4	約1,200 ㎡ 延
	F長野、大字		掛	壁田			1EE		県庁大門町線	名称		Rし、憩いの場		鉄筋コンクリー	建築面積 約	鉄筋コンクリート造	建築面積 約	鉄筋コンクリート造	建築面積 約	鉄筋コンクリート造	建築面積 約9	鉄筋コンクリート造	建築面積 約	鉄骨造 5階建	建築面積 約
广施設	盲塚及び字T 字盲塚		容積率		敷地面積に対した	100%以上		松	3・17号			600 m ³ を確例			A		型型		100	(A)	100		120	₫ĐÀ	1
:一団地の官公庁施設	長野市大字長野字盲塚及 長野字袖長野及び字盲塚	3. 7ha	建蔽率		敷地面積に対した	40%以下		種別	幹線街路 3・	種別		団地広場面積約1,600㎡を確保し、		長野地方合同庁舎		· 長野法務合同庁舎		長野裁判所合同庁舎		長野拘置所		長野第二地方合同庁舎		中央消防署	
長事	長 馬	卷3.						響	幹			田		·		·		·		• ===		•		+	
茶	페	舞			建築物 (密度)の	赵			四	E S	公園で	称刀匠	公益的施設							繁物					
松	位	国			建築物	色		<	4 ‡		뮟	訟	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u>—</u>			+		針					

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

老朽化等により長野県勤労者福祉センターを廃止するとともに、その跡地に中央消防署を建設し長野市街地 全体の消防・救急体制の強化を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更(長野県決定)

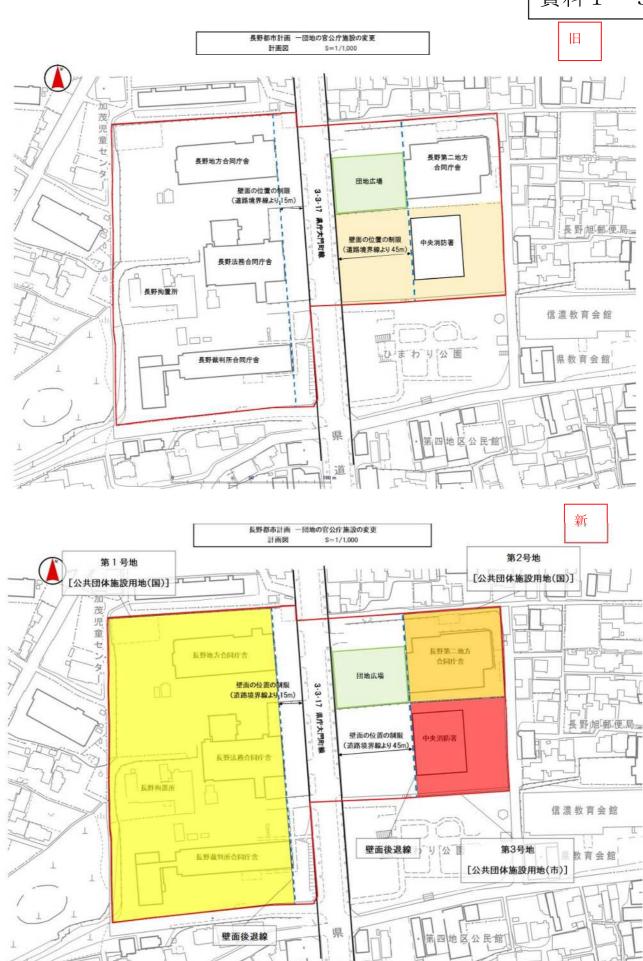
都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

	谷	养	長野一団地の官公庁施設	s 公庁	布設				
	1	贈	長野市大字長野	学生	長野市大学長野学盲塚及び字下長野、大字南長野学上ノ原及び学宮東並びに大字西	大字南	長野宁上/	原及び宇宮夏	東並びに大字西
	žį.		長野': 神長野及び': 盲塚	もびげる	i 三塚				
	橿	類	※J 3. 7ha						
			雄嚴率		容積率		備	TP4	本
						壁面の限度)限度		
						別総	(図面表示)	のとおり。た	別紙図面表示のとおり。ただし、壁面を有し
	7-45 AZO" (6-Azo	4				ない平	全屋の付属	建築物は壁面	ない平屋の付属建築物は壁面後退線から道路
	品 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	(新)	敷地面積に対して		敷地面積に対して	側に8	mを超えな	い範囲におい	側に8mを超えない範囲において造ることがで
	뜻	図	40%以下		100%以上	₩ 100			
						高度制限	順		
						汇	前面道路(幅	[20m) に直	(幅 20m) に直接面する建物は
						9m以	9m以上とする。		
	≪		種別		各春		雇	延 長	童
	=	말	幹線街路	3 • 3	・17号 県庁大門町線	三瀬	20m	約 120m	都市計画施設
	K \$	が、江田八	種別		名称		闸	穁	備考
	뮕	公園なら							
밀	松	TOK JUE	団地広場面積約1,600㎡を確保し、	ý 1, 60		憩いの場とし	こして整備を図	を図る。	
胆		公益的施設							
			規模と概ねの位置						
3			第1号地[公共団体施設用地	団体施		(約 1.9ha)	(T		
7			第2号地[公共団体施設用地	田谷施		(約 0.3ha)	Œ.		
			第3号地[公共団体施設用地	団体施	(単)	(約 0.3ha)	(F		
華		建 築 物							
			・周辺の良好な	な環境が	・周辺の良好な環境や景観に調和した建築物とする。	≢築物 ∂	1 + 2°		
			・敷地内にはて	122	敷地内にはできる限り緑を配置し、緑あふれるまちづくりと調和を図る。	录あふれ	しるまちづ	くりと調和を	₽ ※ 5°.
			· 災害発生時以	1491	災害発生時における地域住民の安全・安心の確保のため、周辺地域の防災・減災に	・安心。	の確保のた	め、周辺地	或の防災・減災に
			寄与するように努める。	1998年	2°°				

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

囯

建物の老朽化と国の行政機関集約のため、新庁舎の建て替えを行うと共に、周辺環境等と調和し、地域の防 災・減災への寄与できる土地利用を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。



その他参考図書

長野都市計画一団地の官公庁施設

一事業概要 ~計画概要、

位置~

🥥 国土交通省

令和元年8月 新規事業評価採択時評価資料より

(1)計画概要

野保護観察所、長野公安調査事務所及び長野地方気象台の9官署を集約し、長野第1合同庁舎敷地において新庁舎への建替を行うものである。 この計画は、長野市内に所在する長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出入国在留管理局長野出張所、名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所、関東農政局長野県拠点、信越自然環境事務所、長

もに、築後53年が経過し、<u>老朽化による不具合</u>が生じている。2官署が入居する長野法務総合庁舎は、<u>所要の耐震性能を有していない</u>とともに、築後54年が経過し、<u>老朽化による不具合</u>が生じている。また、単独庁舎である長野地方気象台は、築後66年が経過し、<u>老朽化による不具合</u>が生じるとともに、業務の拡大に伴う<u>著しい狭あい状態</u>が生 現在、このうちの6官署が入居する長野第1合同庁舎は、<u>災害応急対策活動に必要な耐震性能を有していない</u>とと **ごている。これらの理由から新庁舎を整備する必要がある。**

なお、新庁舎は、長野市における一団地の官公庁施設(長野団地)区域内に、歴史的風土、自然環境と調和のとれ た整備を行うことにより、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災へ貢献するものとなる。

(2)位置 長野県長野市





~現庁舎の概要~ **米** 核

新規事業評価採択時評価資料より ◎ 国土交通省

(4) 現庁舎の概要

1) 長野第1合同庁舎

長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出 【入居官署】

入国在留管理局長野出張所、名古屋税関諏訪出張所長野

地区政令派出事務所、関東農政局長野県拠点、信越自然

環境事務所

昭和41年(築53年 訟

あきひまち 長野県長野市旭町1108番地 払 繋 鉄筋コンクリート造 地上5階建て外 延ぐ面積:6,661㎡ 媝 뻸

長野地方気象台 8

昭和28年(築66年 訟 鰃

長野県長野市箱清水1-8-18 割

繋

延べ面積:702㎡ 鉄筋コンクリート造 地上1階建て外 媝 뻸





長野法務総合庁舎 <u>က</u>

广. 長野公安調査事務所 長野地方検察庁※、長野保護観察所 入居官署】 뻸

訟

長野県長野市旭町1108番地 厾 製

延べ面積:5,646㎡ 鉄筋コンクリート造 地上6階建て ປ

※合同庁舎計画の対象外(法務省において計画中)

※合同庁舎計画ではなく、検察棟としての計画となります

1. 事業概要 ~ 人居官署の業務概要~



令和元年8月 新規事業評価採択時評価資料より

(5) 入居官署の業務概要

1) 長野行政監視行政相談センター(B棟)

- 国や特殊法人、独立行政法人等の各行政機関等の業務について、政策評価、行政評価・監視、行政 相談等を行う機関である。
- 管轄区域は、長野県全域である。

2)信越総合通信局(A棟)

- の情報化の推進、電波の有効利用の推進、各種無線局の許認可及び電波の監視などを所管する機 国の情報通信行政を所掌し、情報通信を活用した防災・減災対策、電気通信事業の監理監督、地域 関である。
- 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。

3)東京出入国在留管理局長野出張所(B棟)

- 出入国管理行政を所掌し、在留関係諸申請、在留資格認定証明書交付申請及び、海港における上陸 審査の業務を行う機関である。
- 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。

4)名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所(B棟)

- 名古屋税関の出先機関として設置され、輸出入貨物の通関、関税等の徴収、密輸の取締り等を行う 機関である。
- ・管轄区域は、長野県全域である。

5)関東農政局長野県拠点(B棟)

- 関東農政局の出先機関として設置され、農政についての説明や相談に対応する農政全般に関する 総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組むための事務を行う機関である。
- 管轄区域は、長野県全域である。

|· 事業概要 ~ A居官署の業務概要~



| 令和元年8月 | 新規事業評価採択時評価資料より

(5) 入居官署の業務概要

6)信越自然環境事務所(B棟)

- 中部地方環境事務所の出先機関として設置され、管轄区域内国立公園における自然環境の保護 管理、野生生物の保護管理、自然環境の保全整備等の業務を行う機関である。
- 管轄区域は、上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、中部山岳国立公園の全域である。

7) 長野地方気象台(A棟)

- どの業務を行い、天気予報・週間天気予報、気象注意報・警報・情報、地震情報・緊急地震速報、噴火 東京管区気象台の管轄下にあり、地上気象観測、地域気象観測、生物季節観測、地震の震度観測な 警報・噴火予報の情報を行う機関である。
- 管轄区域は、長野県全域である。

8)長野保護観察所(B棟)

- 犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により、保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放に なった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察等を行う機関である。
- 管轄区域は、長野県全域である。

9) 長野公安調查事務所(B棟

- 関東公安調査局の出先機関であり、破壊的団体の規制に関する調査に関する事務及び無差別大量 殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務を行う機関である。
- 管轄地域は、長野県全域及び群馬県全域である。

~ 却域連続~ 業計画の必要性



新規事業評価採択時評価資料より 令和元年8月

地域連携 **4**

- 団地の官公庁施設内への整備による都市計画への寄与(長野団地)
- ・街並みに調和した整備(オープンスペースの確保)により景観形成に貢献
- ・新庁舎の整備促進、地域防災拠点として整備を求める長野県防災担当部長(令和元年5月) 及び長野市長 (平成31年4月)からの要望有り。 災害時の一時避難場所としての機能を確保

